

令和4年第4回太子町議会定例会（第499回町議会）会議録（第4日）

令和4年6月6日

午前10時開議

議 事 日 程

- 1 諸般の報告
- 2 報告第4号 町の出資等に係る法人の経営状況の報告について
- 3 議案第27号 令和4年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第1号）
- 4 議案第28号 太子町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 5 議案第29号 工事請負契約の締結について（太田幼稚園北園舎解体等工事及び太田学童保育園プレハブ設置工事）
- 6 議案第30号 工事請負契約の締結について（太子西中学校外2校特別教室等空調設備設置工事）
- 7 議案第31号 工事請負契約の締結について（太子東中学校外2校特別教室等空調設備設置工事）

本日の会議に付した事件

- 1 諸般の報告
- 2 報告第4号 町の出資等に係る法人の経営状況の報告について
- 3 議案第27号 令和4年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第1号）
- 4 議案第28号 太子町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 5 議案第29号 工事請負契約の締結について（太田幼稚園北園舎解体等工事及び太田学童保育園プレハブ設置工事）
- 6 議案第30号 工事請負契約の締結について（太子西中学校外2校特別教室等空調設備設置工事）
- 7 議案第31号 工事請負契約の締結について（太子東中学校外2校特別教室等空調設備設置工事）

会議に出席した議員

1 番	松 浦 崇 志	2 番	出 原 賢 治
3 番	森 田 哲 夫	4 番	吉 田 正 之
5 番	長谷川 正 信	6 番	玉 田 正 典
7 番	上 山 隆 弘	8 番	中 薮 清 志
9 番	堀 卓 史	10 番	首 藤 佳 隆
11 番	清 原 良 典	12 番	井 村 淳 子
13 番	藤 澤 元之介	14 番	中 島 貞 次

会議に欠席した議員

な し

会議に出席した事務局職員

局 長	森 文 彰	書 記	蛭 井 のり子
書 記	清 水 美 紀		

説明のため出席した者の職氏名

町 長	服 部 千 秋	副 町 長	杉 原 勝 由
教 育 長	檜 野 正 樹	総 務 部 長	森 田 好 紀
生活福祉部長	嶋 津 一 弥	経 済 建 設 部 長	松 谷 真 利

(開議 午前10時00分)

○議長(中島貞次) 皆さんおはようございます。

令和4年第4回太子町議会定例会第4日目におそろいで御出席いただき、ありがとうございます。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、ただいまから令和4年第4回太子町議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

#### 日程第1 諸般の報告

○議長(中島貞次) 日程第1、諸般の報告を行います。

まず、本日町長から議案等4件が提出されました。したがって、議案等はその件名一覧表をつけてお手元に配っておきましたから御了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第2 報告第4号 町の出資等に係る法人の経営状況の報告について

○議長(中島貞次) 日程第2、報告第4号町の出資等に係る法人の経営状況の報告についてを議題とします。

本案について報告内容の説明を求めます。

町長。

○町長(服部千秋) 皆さんおはようございます。

報告第4号町の出資等に係る法人の経営状況の報告について説明を申し上げます。

本案件につきましては、当町が兵庫県土地開発公社へ出資していることから、地方自治法第243条の3第2項の規定により、その経営状況を議会に報告させていただくものでございます。

○議長(中島貞次) 報告内容の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(中島貞次) 質疑なしと認めます。

以上で報告第4号を終わります。

~~~~~

#### 日程第3 議案第27号 令和4年度兵庫県太子町一般会計補正予算(第1号)

○議長(中島貞次) 日程第3、議案第27号令和4年度兵庫県太子町一般会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案については、6月1日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

井村淳子議員。

○井村淳子議員 おはようございます。

まず、歳出が載っております6ページのところで、予防費と清掃費の関係ですけれども、2点ほど質問させていただきます。

まず、項1保健衛生費目2予防費のほうですけれども、今回一般質問の中でも若干説明がございましたが、4回目の新型コロナワクチン接種に係る体制確保のための予算が上がっているということです。これについて、接種体制、また対象者等について、改めて説明をお願いいたします。

それと、項2清掃費目2塵芥処理費のところで一番下、節16公有財産購入費6,700万円程度が上太田瓦礫処分場用地購入費として上がっております。これについては、令和4年の当初予算では借地料として284万2,000円が計上をされているわけですけれども、まだ当初3月よりそう日がたっていない中でこのような土地を購入ということになってきた経緯についてお伺いをしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（中島貞次） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） まず、予防費のワクチン接種の4回目の接種体制でございます。

まず、ワクチンの4回目接種の対象者でございますけれども、60歳以上の方は全員でございます。それから、18歳から59歳以下の方、この年齢層の方につきましては、基礎疾患のある方、または医師が重症化リスクが高いと判断した方というような限定的な対象者となっております。一応予算上、今回お願いしております人数でございますけれども、1万8,000人を見込んでおります。

それから、体制のほうでございますけれども、3回目接種のコールセンター要員の予算しか持っておりませんでしたので、本年8月以降、年度いっぱい令和5年3月31日まで雇用できるような予算要求をお願いしておるところでございます。

続きまして、上太田瓦礫処分場の件でございます。

これにつきましては、昭和51年の大雨による災害が太子町にございまして、正式には昭和52年4月から太子町の公の施設として活用させていただいております。以前からも議会の委員会等の中で、もう購入してはどうだというような御意見もいただいております。町といたしましても重要な不燃物処理の仮置場でございますので、災害時の位置づけといたしましても不燃物の仮置場の拠点と今回の地域防災計画の中でも位置づけておりますので、長期に使っていくという前提のもと、やはり購入したほうがよいだろうという判断のもと、今回の提案とさせていただいております。

以上でございます。

○議長（中島貞次） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 予防費のほうについて説明をお伺いしました。

このたびまた各医院による個別接種ですけれども、ワクチンの種類ですね——ファイザーとモデルナ——これは各病院で選べるものなのか、そこについて説明をまずお願いいたします。

それと、上太田瓦礫処分場、今までの経緯、議会からも購入したほうがいいのかと、そういう調査検討を進めておくようにというような意見も出ております。

私が今回聞いているのは、3月定例会での当初予算で上げずに、なぜこの6月定例会なのかということでお聞きをしたわけです。今までの上太田瓦礫処分場は3人の地権者がおられて、いろいろ金額も長年同じ金額で毎年来てるわけですけれども、今回4月以降、契約されるに当たって、当初予算では毎年毎年、年の契約をするところが一括購入になったという、その経緯やね。この3カ月で、そら始まったばかりですから年にするのか、もう一括にするのか早く決めないと

いけなかったことは分かりますけれども、何があつてこの補正予算で出てきたのかということを知りたいのですが、それについてお願いします。それと、土地の評価額についてもお願いいたします。

○議長（中島貞次） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） まず、4回目ワクチンの種類でございますけれども、ファイザーとモデルナ、この2種類でございます。今の情報では、ややモデルナのほうが太子町では多いんじゃないかというようなことでございます。ファイザーが人気ですので、どうしても接種したいという方はできるだけ早めの予約をお願いしたいと思っております。

それから、病院側の接種体制でございますけれども、モデルナとファイザー、打つ薬が違いますので、それが混在しますと困りますので、3回目接種と同じような感じになってこようかと思っております。

それから、上太田瓦礫処分場を当初予算から計上しなかったのかということでございますけれども、交渉のほうは昨年度からずっと担当のほうで粘り強く続けてくださってございましたけれども、令和3年度に鑑定を入れまして1平米当たりが1万1,200円という鑑定が出ております。この鑑定結果が出た時点で、また改めて交渉に臨んだわけでございます。

そうした中で、地権者が4名いらっしゃるのですが、4名の方にそれぞれ交渉を重ねていたのですが、実は今回約6,700万円の補正額をお願いしておりますけれども、これにつきましてはそのうち3名の方の土地の売買価格でございます。

そういったところで、ぎりぎりのところまで4名の方との交渉を続けておりました関係上、今回の上程となっております。

以上でございます。

○議長（中島貞次） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 ワクチンについては分かりました。

先ほどの上太田瓦礫処分場の関係で、地権者4名のうち3名と交渉が成立したということですが、1名の方については持っておられる土地は年額で借りるということで理解していいのでしょうか。

○議長（中島貞次） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） そのとおりでございます。

○議長（中島貞次） ほかに質疑はありませんか。

上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 先ほどの上太田瓦礫処分場の分については、もう少し詳細に説明をいただきたいと思います。丁寧じゃないですね。丁寧な説明をお願いしたい。

○議長（中島貞次） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） 上太田瓦礫処分場の総面積なのでございますけれども、先ほど申しましたように4名の地権者の方で筆数で14筆でございます。面積で7,286.3平米、これが総面積でございます。そのうち今回購入を予定しておりますのは、そのうちの3名分、12筆ございまして、購入面積は6,004.48平米でございます。

それで、交渉していく中で承諾をいただいた方につきましては令和4年度の契約は、今までは年額幾らという契約を締結しておりましたけれども、一月幾らというような月ごとの支払い契約に変えさせていただきました。ですので、最終的に所有権移転が登記上になりました月まで借地料をお支払いするということになります。

一方、承諾をいただけなかった方につきましては、従来どおり年額の契約でございます。しか

しながら、売買交渉の中で、現在単価390円でございますけれども、売っていただけない場合には値下げをさせていただきますということで交渉に臨んでおります。その結果、390円の単価から202円の単価に引下げで、令和4年度から契約をしている状況でございます。

以上でございます。

○議長（中島貞次） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 あともう一人残ってる方というのは、引き続き交渉を続けるという解釈ですか。それとも、もうその202円という形で維持をするということなのでしょう。

○議長（中島貞次） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） この方との交渉過程でこちらが推察するには、代々引き継がれてきた土地でございますので、その土地を大切にお考えになったものと考えております。

そういったところで、すぐにどうのこうのという交渉はできないのでございますけれども、良好な関係を保っておりますので、タイミングを計ってまた交渉に当たっていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中島貞次） ほかに質疑はありませんか。

清原良典議員。

○清原良典議員 上太田瓦礫処分場、結構延長があると思われるんやけれども、私五、六人の地権者かなと思えば4人なんやね。それで、もうこれだけあそこの上太田瓦礫処分場を開けるのも日曜日と決まった日ぐらいとちゃうんかいな。前はもう随意契約でずっとある1社がやりようときは無駄に開けとったんやけど、急に入札を執行するに当たってぐっと予算を絞ってやられたという経緯があるんやけれども、この残った1者の方が例えば延長があるうちの端っこのほうであれば、もう別に契約を延長していかなくてもええんちゃうかなとも思ったりするんやけど。そら確かに門扉のところから入ったところやったら当然解除できへんけれども、私らどの方がどの場所の土地を持っておられるんかよう分からんし、今の説明の中では売ってくれへんねやったら単価下げますよというふうなことまで言われとんで、本当にもう瓦礫の出る量も減ってつておるし、同じことを言いますけれども、端っこのほうの所有者であればどっかの時点で解除してもええんじゃないかと思うのですけれども、その辺はいかがですか。

○議長（中島貞次） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） 今回の土地に関しましては5,000平米以上ございますので、また改めまして公有財産の購入契約の議案を出させていただきます。そのときに図面のほうは出させていただきますののですけれども、位置的に言いますと、北のほうの真ん中辺ぐらいでございます、面積も2番目に大きな1,200平米以上の土地をお持ちですので、ぜひ将来的に購入できるようにしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中島貞次） 清原良典議員。

○清原良典議員 もう一点、購入単価1万1,200円とか言われましたけれども、これも令和3年に鑑定されたと言われましたけれども、はっきり言うて、我々から、我々というても皆さん気い悪くしてか分からんけれども、私なんかが見たら本当にあのだうしようもないような土地を使うようになって、この鑑定の結果というのは当然有効なほうに入るんと思うんやけれども、果たしてもっともっと値切ることができなんだんかいなと思うたりするのですけれども、その辺は後ろ指を指されんような単価であるという自信はありますか。

○議長（中島貞次） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） 当然町といたしましてはできるだけ安く購入したいわけですが、その旨は鑑定士のほうにもお伝えはしていたのですが、やはり鑑定する基準が決まっております、本町といたしましても鑑定評価という客観的な基準に基づいて交渉をせざるを得ない部分もありますので、客観的な鑑定価格というものを設定しているというところでございます。

○議長（中島貞次） ほかに質疑はありませんか。

吉田正之議員。

○吉田正之議員 この価格というのは、結局45年間借りとうわけで、そうするとざっと購入価格プラスと3倍の値段で買うとうわけですね。この1万1,200円というような評価やったら、借りてるわけやと普通50%は借地権があるんじゃないかと。そうすると、その半分に普通、特に農地なんかがそうですね、耕作権があったら50%減額されるわけで、そういうことがあるんじゃないかと。

それからもう1つちょっと確認しときたいのですが、これ租税特別措置法の第33条の4の適用があるのですか、ないのですか。その辺のところをちょっとまず確認したいと思います。

○議長（中島貞次） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） まず、鑑定についてでございます。詳しいことはちょっと存じ上げないところなのですが、今回の鑑定につきましては借地料等を勘案して算定する賃料差額還元法による価格を標準といたしまして、更地価格に対する底地価格と借地価格との割合を勘案して算定いたします割合方式、この価格を関連づけまして最終的な土地評価額が決定されているというところでございます。

それから、租税特別措置法第34条の2第2項第4号による公有地拡大の推進に関する法律、これに対する控除は受けられるものと考えております。しかしながら、収用法のほうでの適用は適用外ということで税務署のほうからその旨通知をいただいております。

○議長（中島貞次） 吉田正之議員。

○吉田正之議員 ちょっとその土地の鑑定評価というのが1万1,200円という値段が出てきますよね。1万1,200円というのは更地として通常売買する価格なのか、その価格を受けて借地料が何ぼやからそれで通常価格として売買する金額がこれになりますよというような、そういう鑑定評価が当然あると思うのですが、でも実際今度売買するときにおいてはその土地の評価が仮に1平米当たり1万1,200円と出た場合にはそこから賃料を引くとか、いわゆる借地権の部分を下げるとか、そういうようなことがあるのかないのか。それもその鑑定評価はどういうふうに書かれてるのか、あなたの説明ではちょっとよく分からないのですけど。普通、借りとう者がそれを買うということになったら、大概その何割かは引くということがあります。

それからもう1つ、そういう公有財産で税が幾らかこれ安くなるでしょ、その第34条の2を使うということやったら。そうすると、それはその分公有財産で売ることによって安く町のほうも買えるからという国はそういう税法をつくってるわけなので、当然その分なんかは下げられる余地があるわけですから、その辺のことも決めてこの値段が出てくるのかどうかというのが非常に不明確なのです、これ。

○議長（中島貞次） それが質疑ということですか。

○吉田正之議員 そうです、不明確やから明確にしてくれ、教えてくださいということです。答弁してください、それ。そういうのはこういうことで、その税金が減る分についてはこういうことが加味されてますとか、あるいはこの借地権の部分についてはこういうことで考慮されてます

とかという、その評価がどないなっとんかというのが今までの説明では分からない。だから、明確にもっときっちり教えてください。

○議長（中島貞次） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） 詳細な鑑定方法はちょっと私も理解できないのでございますけど、まず取引事例の比較法によって対象標準値の比準価格がまず算定されております。それによりますと、松尾地区、それから太田地区、それから町与地区でありました取引3事例を比較しまして対象標準値の比較価格を決定しております。このときには1平米当たりが1万6,600円という算定でございます。

それから、次に隔地とか街路条件、対象不動産の個別的要因によります標準価格に乗じる率等がございます。それによって、隔地条件、規模と形状、こちらのほうが加味されますと——更地単価と申しますけれども——この時点で1平米当たりが1万3,400円となってきます。

次に、賃料差額還元法といいまして、借地権の正常価格と底地の正常価格を算定するものでございます。それによりますと、基礎価格が9,764万円、それから期待利回り、利回り3%で計算してございます。それから、税金等の必要経費を加味いたします。そこで、正常実質賃料、年額が出てきます。この年額が294万154円ということでございます。それで、借地権の正常価格が約281万円という算定が出ております。

底地の正常価格でございますけれども、実際の支払い賃料から総費用を控除して純収益を求めまして、還元利回りで還元し、収益価格を算定するものでございます。純収益が283万701円となっております。

底地の還元利回りを基に底地の正常価格を算定いたしますと、底地の正常価格1平米当たりが9,700円ということになります。そこでは総額7,077万円という評価額になってございます。

最終的に賃料差額還元法による価格、更地価格が9,764万円、借地権の正常価格が281万円、底地の正常価格が7,077万円ということで、増えた分の価値、更地価格から借地権の正常価格と底地の正常価格を足したものを差し引くということで計算がされております。

それから、割合方式により求めた価格でございますけれども、更地価格が9,764万円、底地割合は65%と算定しております。標準的な割合でございます。割合方式により求めた底地の価格が6,347万円ということで、平米当たり8,700円という価格になってございます。

資産価格の調整及び鑑定評価額の決定でございますけれども、賃料差額還元法による価格で8,641万円、それから割合方式による価格が6,347万円と価格決定がされております。

最終的でございますけれども、割合方式による価格は更地価格に地域の標準的な底地割合を乗じて試算したものでございまして、現実の取引価格から導き出されたものではなく、借地契約の内容等の個別性を十分反映していないということでございます。

一方、賃料差額還元法による価格は、現行の土地賃借契約に基づく地代の影響を反映して算定されているものでございます。このことから、現行地代の影響を受けた賃料差額還元法による価格がより説得力を有するものと判断されております。この価格を標準に割合方式による価格を関連づけまして、1平米1万1,200円という鑑定評価額がなされたところでございます。

以上でございます。

○議長（中島貞次） 吉田正之議員。

○吉田正之議員 もう決定的な問題、あなたの説明でね。今いろんな金額を言われたけど、これ全体の面積のことを言ってるんか、この6,004.48平米の部分なのか、まずそこが分かれへん。まずそこが分からないね。そうすると、もうあと金額聞いてもそれがほんまに適正なんかどうかというのは全く分かりませんよ、それ、そんな説明の仕方やったら。

これでもう質疑が3回目やからこれでもうできへんねんけれども、見事に下手な説明で我々が誤解するような説明をしてくれるから、もうこれで質疑3回目で発言終わりますけれども、そんなええかげんなことで果たしてそんな、これでこういう価格を決めてええもんかとか。私はこれは買うことについては私は賛成しますけどね、賛成しますけど、もうそんなええかげんな評価のやり方というのはあり得ないと思いますけど。これ、その面積のところだけ、それだけはっきりしといてください。

○議長（中島貞次） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） 申し訳ございません。全体面積での評価額でございます。

それから、鑑定をお願いいたしました鑑定士でございますけれども、太子町の固定資産税のほうの鑑定をお願いしております鑑定士の責任者でございますので、本町といたしましては太子町に詳しい方に鑑定いただいたものと考えてございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（中島貞次） ほかに質疑はありませんか。

長谷川正信議員。

○長谷川正信議員 この件につきまして、1点質問させていただきます。

購入後の計画ですね。もう少し詳細に説明をお願いできませんでしょうか。例えば、5年後にはこうしたい、10年後にはこうしたい、15年後には最終的にはここをこのように変えていきたいんやという計画を持って購入されたと思うのですが、その辺のところをよろしくお願いします。

○議長（中島貞次） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） 上太田瓦礫処分場の使い方でございますけれども、従来と同じような使い方での今のところ考えてございます。特段計画しているものでもございません。

以上でございます。

○議長（中島貞次） ほかに質疑はありませんか。

玉田正典議員。

○玉田正典議員 1点、先ほどの説明で、税務署と協議で対象外というふうに結論されたということなのですが、これは収用法に係らないということは一般売買になってくるのか、先ほど第34条と言われたけれども、第34条というたら違うんちゃうんかなという記憶があるのですけど。その2点。

以上。

○議長（中島貞次） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） 一般廃棄物の最終処分場、これでしたら収用法に係るのでございますけれども、上太田瓦礫処分場が仮置場という位置づけになってございまして、収用法の対象にはなっていないということでございます。

それから、租税特別措置法第34条の2第2項第4号、これの控除は公有地の拡大の推進に関する法律に基づくものでございまして、行政が公園とか学校とか、公有用地を取得することを目的に制定されたものでございまして、こちらのほうは対象になってこようと考えてございます。

以上でございます。

○議長（中島貞次） ほかに質疑はありませんか。

森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 ワクチンの4回目接種のことについてお聞きいたします。

18歳から59歳については、基礎疾患を有する者及び重症化リスクが高いとドクターが判断した場合になると思います。

しかし、例えば近々にそういう症状になったとかという新たに対象者に加わった場合の患者の



ピックアップ等、そして接種券の配布方法についてどのように考えてらっしゃるのか。この部分については自治体の裁量に任せられると思いますので、太子町としてはどうするのかということについてお聞きします。

○議長（中島貞次） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） 60歳以上の方全員、それと最初から基礎疾患があるということで早期に接種をいただいた方、この方には町側から接種券をお送りいたしますけれども、その後、変化等、あるいは基礎疾患があるのに1回目、2回目接種自体が遅れてしまった、こういった方はちょっと把握できておりませんので、コールセンターのほうへお申込みいただくこととなります。

その時点で、町側からは年齢確認と、それから基礎疾患があるのですねという確認はさせていただきます。あくまで申請制でございますので、それを調べたりということもございませんので、そこは御本人の申請に基づくものとして接種していただいたらと考えております。

○議長（中島貞次） 森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 以前からの人はもうそれは受診券が行くからいいのですけれども、新たになった場合については申請なのですよ。しかし、本人がその制度も知らない、対象でありながらそこから外れてしまって自分が申請しなければできないわけでありまして、18歳から59歳の中でその該当者であっても。その周知の方法とか、例えば医療機関とよく連携を保ってそういう患者についてはそこから必ず申請をしてくださいとか、医療機関の協力を求めるとか、住民にもっとそのところは申請なのでそういう対象者はコールセンターに必ず申し込んでくださいとかという周知の方法、そこを聞いているのです。

○議長（中島貞次） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） 既に各自治会のほうには回覧のほうで回らせていただいているかと思っておりますけれども、町民の方全員が目を通していただいているものと考えてございます。

それから、また改めましてホームページ等でも周知していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中島貞次） 森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 質疑が3回目ですから最後なのですけれども、そういう状況だけではなかなか漏れる方が私は多く出てくると思うのです、申請しなければもうそれでは対象にはなりませんので。そこを、さっき私が言いましたように、医療機関との連携で協力を求めたり、そして回覧板だけ、それは自治会からも回ってきましたけれども、じゃあそのところで自分が今対象になっていることに対して申請をしなければいけないという認識が、また受診券が来るんだろうかとかというふうな形の錯覚をされる可能性があるのです、そこが非常に漏れてくる。そこは自治体がどれだけ力を入れて、何か違った方法であるかというところが一番問われているところだと思います。

何か今言われた自治会からの回覧とかだけじゃなくして、その部分を強調したような形で対象者が漏れない方法を御検討願いたいと思いますが、いかがですか。

○議長（中島貞次） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） あくまで御本人の接種の、要するに意識で、打ちたいのかというところでございますので、御本人がかかりつけ医と相談されまして連絡が町のほうへ申込みがあるというような流れを想定しておりますので、一方的にこちらからこう一般住民の方に回覧等、あるいはホームページ等でお勧めはしますが、なかなかそれ以外の手段というのはちょっと見いだせてない状況でございます。広報には力を入れていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中島貞次） ほかに質疑はありませんか。

松浦崇志議員。

○松浦崇志議員 ちょっと確認をさせてください。

上太田瓦礫処分場の件ですけれども、一般財源から6,725万1,000円か、これの内訳がどこから出てくるお金なのかということと、あと賃借が続くというところの202円という平米単価はいただいてますが、年額幾らこれから続くことになるのか——賃借料ですね——お願いします。

○議長（中島貞次） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） 今年度中に3名の方との売買が成立いたしますと、来年度からは1名の方の地権者との賃借料の発生となります。

先ほど申しましたように、単価のほうが202円に下がっておりまして、面積が1,281.82平米をお借りすることになります。賃借料としまして、年額で25万8,927円でございます。

それから、購入費6,725万1,000円でございますけれども、単価1万1,200円に購入面積6,004.48平米を掛けた金額でございます。

以上でございます。

○議長（中島貞次） 財政課長。

○財政課長（佐々木信人） 財源についてお答えします。

財源につきましては、財政調整基金、一般財源を活用させていただくこととしております。

以上でございます。

○議長（中島貞次） 松浦崇志議員。

○松浦崇志議員 分かりました。

先ほどの答弁の中で、その土地全体、瓦礫処分場全体としては特に利用の計画自体は変えない、使用方法是変えないというような説明がありましたけれども、3名の方が購入されて1名の方の賃借が続いていくということになるのですけれども、ということは先ほど年額約25万円発生していくということなのですが、逆に言いますと、25万円を未来永劫、これで払い続けるということを確認したような形にはならないでしょうか。

そういうことも含めて、その瓦礫処分場自体の中の土地の利用の計画を立てるとかをしないか一生解決しない。粘り強い交渉をしていくということをおっしゃいましたけれども、それはかなわないんじゃないかというふうに思うのですが、そのあたりも含めて、計画のことも含めて、どのようにお考えでしょうか。

○議長（中島貞次） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） ちょっと申し上げにくいのですが、現在の所有者との話は無理であろうという感覚でおります。したがって、代替わりした時点での話になってこようかと思っております。ちょっと申し上げにくいことなのですが、現状そういったところでございます。

○議長（中島貞次） 松浦崇志議員。

○松浦崇志議員 その個人の所有者の方をどうこう言うつもりはないですけど、当局として、計画はやっぱりきちっと立てていかないとということと、その所有者が代替わりされるのもそうですけど、要はこの4名のうち3名からは購入して、1名からは賃借を続けていくというのを決めたのは今いらっしゃる当局の皆さんの責任ということで、でもこれも代替わりしていくのですよ。その重みということはきちっと考えられて計画は立てていただきたいと思うのですが、改めてそのあたりは責任も含めていかがでしょうか。

○議長（中島貞次） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） 議員のおっしゃるとおり、当局のほうも人員が替わってまいることになってきます。その辺しっかりと書類も残しまして、引継ぎのほうもきっちりとしていき、生活環境課担当でございますので、課の重大課題といたしまして次の担当へ送っていくようにしていきたいと考えてございます。よろしくお願いいたします。

○議長（中島貞次） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

井村淳子議員。

○井村淳子議員 今回この上太田瓦礫処分場、まさか反対をしようとは思っておりませんでした。

しかし、説明を聞く中で、あまりにも不誠実過ぎる。当初の提案説明が、ただ上太田瓦礫処分場の用地購入費等、これだけです。その中で、地権者が4名いて3名のものを購入する、こういうことが質疑の中で分かってきました。1人当たり3回の質疑しかできませんので、本当にこちらとしても混乱しますよ。こういうふうな今まで聞いてないことが、購入するということはいろいろなことからあるんだなあということでは、ああいよいよ購入するのかということだと思っておりましたが、このたびの説明を聞いてると、それぞれの議員の質疑に対して答弁をされる中で、本当に疑念、疑惑が湧いてくる、申し訳ないけれども、ほんまにすっきりしない。もう不誠実極まりない。

この補正予算の提案につきましては、この部分、新型コロナのこともあって本当に断腸の思いですけれども、上太田瓦礫処分場等があまりにもずさんですので、この議案第27号については反対させていただきます。反対討論といたします。

○議長（中島貞次） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 次に、原案反対の方の発言を許します。

出原賢治議員。

○出原賢治議員 私も反対の立場から討論させていただきます。

この上太田瓦礫処分場に関しましては、購入すべきだということは私もこの議場で話しておりまして、そのこと自体には反対いたしません。

ただ、鑑定価格が1万1,200円、これが適正なものかどうか、その判断がつきません。今の答弁ではつかないところでございます。当初は総面積7,286平米で、この代金から計算しますと9,230円パー平方メートルかなと考えておりましたが、今井村議員の質疑にもありましたように、今日のこの場でそれがそうではないということが分かって、この鑑定価格に関する説明もちょっとどうも要領を得ませんので、これを信用した形で賛成するのかどうか非常に議員としては迷うところでございます。もう一度そのところをしっかりと根拠づけたところを説明していただかないと判断がつかないというふうに判断いたしますので、本案件に対しては反対をさせていただきます。

以上です。

○議長（中島貞次） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(中島貞次) 次に、原案反対の方の発言を許します。

吉田正之議員。

○吉田正之議員 さきにお二人の方が言われるとおり、私もそのように思います。私の質疑に対して、全く明確な答えがない。

ともかく、買うことには私は賛成しますが、あまりにも不誠実な対応です。ですから、これはもう一度きっちり説明を再度提出し直していただきたいなあというふうに思いまして、取りあえず原案に対して反対します。

○議長(中島貞次) 次に、原案賛成の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(中島貞次) 次に、原案反対の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(中島貞次) 次に、原案賛成の方の発言を許します。

首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 反対討論された方のお話を聞いてて、私も反対の理由には賛同いたします。

ただ、新型コロナワクチンの接種4回目、やっぱり早くしないといけないという思いがありますので、当局にはこの上太田瓦礫処分場の積算の根拠をしっかりと気にしていただいたような説明書を早急に我々に示していただくということを約束していただいた上で、新型コロナのワクチンを速やかにしていただきたいという思いから賛成いたします。

○議長(中島貞次) 次に、原案反対の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(中島貞次) 次に、原案賛成の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(中島貞次) ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(中島貞次) ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第27号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

(賛成多数)

○議長(中島貞次) 賛成多数です。したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩します。

(休憩 午前10時57分)

(再開 午前10時58分)

○議長(中島貞次) 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第4 議案第28号 太子町税条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長(中島貞次) 日程第4、議案第28号太子町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案については6月1日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑

を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第28号は、会議規則第39条の規定によって、お手元に配りました議案付託表のとおり、総務経済建設常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 異議なしと認めます。したがって、議案第28号は総務経済建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

この際、暫時休憩いたします。

（休憩 午前10時59分）

（再開 午前10時59分）

○議長（中島貞次） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

本日の日程第5、議案第29号から日程第7、議案第31号までは、本日は提案説明のみにとどめ、質疑は第5日目以降に行いたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

~~~~~

**日程第5 議案第29号 工事請負契約の締結について（太田幼稚園北園舎解体等工事及び太田学童保育園プレハブ設置工事）**

○議長（中島貞次） 日程第5、議案第29号工事請負契約の締結について（太田幼稚園北園舎解体等工事及び太田学童保育園プレハブ設置工事）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第29号工事請負契約の締結について説明を申し上げます。

本件につきましては、太田幼稚園北園舎解体等工事及び太田学童保育園プレハブ設置工事の請負契約であります。

工事請負契約につきましては、去る5月26日に15社による指名競争入札を執行した結果、兵庫県姫路市辻井1丁目1番23号、株式会社赤鹿建設代表取締役赤鹿竜夫と1億747万円で契約するものであります。

詳細につきましては生活福祉部長より説明申し上げますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決していただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（中島貞次） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） それでは、議案第29号工事請負契約の締結について（太田幼稚園北園舎解体等工事及び太田学童保育園プレハブ設置工事）について詳細説明を申し上げます。

本工事につきましては、1973年、この年に旧耐震基準で建設されました太田幼稚園の北園舎において老朽化が著しく、耐震改修による耐震性能の向上が見込めないことから、解体工事を実施するものです。

次に、その跡地の一部に太田学童保育園のプレハブ教室設置工事を実施することで、保育スペ

ースの確保を図るものでございます。太田学童保育園のプレハブ教室設置事業は、子ども子育て支援整備交付金の放課後児童クラブ整備として行うもので、国が3分の2、県が6分の1の補助率でございます。

主な工事内容は、幼稚園は北園舎とそれに附属します渡り廊下の解体撤去工事及び外構整備工事、学童保育園はプレハブ教室の新築及び外構整備工事でございます。

太田幼稚園北園舎解体等工事の概要につきましては、平家鉄骨づくりの北園舎、延べ床面積309.4平方メートル、それに附属します渡り廊下、延べ床面積が137.07平米、これの解体撤去及び外構整備、それらに伴う電気設備工事と機械設備工事を行います。

太田学童保育園プレハブ設置工事の概要につきましては、2階建て鉄骨づくり、建築面積144.89平米、延べ床面積272.08平米において、保育室が2部屋、多機能トイレが1室、男子トイレ1室、女子トイレ2室、倉庫1室の建築工事及び外構整備、それらに伴う電気設備工事、機械設備工事を行います。

解体工事や騒音を伴う工事につきましては、可能な限り夏休み期間中に集中させることで幼稚園や学童保育園の運営への影響を最小限にとどめるとともに、園児や児童の安全確保に最大限配慮をいたします。

請負契約につきましては、5月26日に実施しました指名競争入札の結果を受けまして、兵庫県姫路市辻井1丁目1番23号、株式会社赤鹿建設と契約額1億747万円、工期は令和5年1月31日で契約するものでございます。

以上が工事契約の主な内容でございます。よろしく御審議賜りまして、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（中島貞次） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第6 議案第30号 工事請負契約の締結について（太子西中学校外2校特別教室等空調設備設置工事）

○議長（中島貞次） 日程第6、議案第30号工事請負契約の締結について（太子西中学校外2校特別教室等空調設備設置工事）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第30号工事請負契約の締結について説明を申し上げます。

本案件につきましては、太子西中学校外2校特別教室等空調設備設置工事の請負契約であります。

工事請負契約につきましては、去る5月26日に15社による指名競争入札を執行した結果、兵庫県姫路市網干区浜田211番地の2、勝間設備株式会社代表取締役勝間由美子と1億1,880万円で契約するものであります。

詳細につきましては教育次長より説明を申し上げますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げまして、提案説明とさせていただきます。

○議長（中島貞次） 教育次長。

○教育次長（栗岡正則） それでは、太子西中学校外2校特別教室等空調設備設置工事について詳細説明を申し上げます。

本工事については、近年の新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、感染症予防策として、登下校中や運動中を除き、屋内ではマスクの常時着用が推奨されておりますが、高温多湿の季節には熱中症のリスクが高まるため、感染症予防と暑さ対策の両立が学校の新たな課題となっ

ております。

そこで、これら学校を取り巻く環境の変化等から、児童・生徒及び教職員の健康を守ることを目的として、小・中学校の特別教室等に空調を整備することで教育環境の充実を図るものでございます。

本事業は、学校施設環境改善交付金の大規模改造事業として行うもので、交付金の算定割合は工事面積を基に算出した配分基礎額の3分の1でございます。

主な工事内容は、配管やつりボルト設置のための天井撤去と復旧、建具の改修及び室外機基礎等の建築に関する工事、電気の配線に加えて、換気扇用配線のための電気設備に関する工事、空調機器や冷媒管、ドレーン管設置及び換気設備設置のための機械設備工事です。

実施の概要につきまして、太子西中学校は16室で延べ床面積1,442平方メートル、斑鳩小学校は5室で延べ床面積431平方メートル、石海小学校は17室で延べ床面積1,232平方メートルを予定しております。

空調設備の動力源には電気を用いるものとガスを用いるものがありますが、一般的に導入時の初期費用は電気式が安価であり、燃料費等の維持コストはガス方式に分があると言われております。設計上、電気方式で全ての教室に空調を入れると容量の大きな高圧受変電設備に入れ替える必要が生じ、初期費用の利を生かすことができないため、令和元年度実施の普通教室空調設備設置事業においては、これら3校では燃料コストの有利なガス方式を採用した経緯がございます。その関係上、本工事においても原則として前回事業で設置した配管や室外機を最大限活用できるように特別教室の空調新設についてはガス式を、空調の更新箇所については既設配管を生かして電気式を採用しております。

請負契約につきましては、5月26日に実施しました指名競争入札の結果、兵庫県姫路市網干区浜田211番地の2、勝間設備株式会社と金額1億1,880万円、工期は令和5年1月31日までとしております。

以上が工事契約の主な内容でございます。よろしく御審議賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（中島貞次） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

**日程第7 議案第31号 工事請負契約の締結について（太子東中学校外2校特別教室等空調設備設置工事）**

○議長（中島貞次） 日程第7、議案第31号工事請負契約の締結について（太子東中学校外2校特別教室等空調設備設置工事）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第31号工事請負契約の締結について説明を申し上げます。

本件につきましては、太子東中学校外2校特別教室等空調設備設置工事の請負契約であります。

工事請負契約につきましては、去る5月26日に15社による指名競争入札を執行した結果、兵庫県姫路市楠町83番地、株式会社明和工務店姫路営業所所長高橋直弘と9,278万600円で契約するものであります。

詳細につきましては教育次長より説明申し上げますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

○議長（中島貞次） 教育次長。

**○教育次長（栗岡正則）** それでは、太子東中学校外2校特別教室等空調設備設置工事について詳細説明を申し上げます。

本工事については、先ほど議案第30号にて御説明申し上げた太子西中学校外2校と同じく、感染症予防及び熱中症対策のため、小・中学校の特別教室等に空調を整備し、教育環境の充実を図るもので、学校施設環境改善交付金の大規模改造事業として交付金の算定割合は工事面積を基に算出した配分基礎額の3分の1でございます。

実施の概要につきまして、太子東中学校は7室で延べ床面積844平方メートル、龍田小学校は10室で延べ床面積767平方メートル、太田小学校は13室で延べ床面積1,111平方メートルを予定しております。

令和元年度実施の普通教室空調設備設置事業において、太子東中学校では電気方式で全ての普通教室に空調を入れると容量の大きな高圧受変電設備に入れ替える必要が生じ、また立地が都市ガス供給エリアから外れていることからプロパンガス方式を採用しております。龍田小学校では、太子東中学校同様、都市ガス供給エリアから外れておりますが、電気容量の積算上、電気方式を採用しても高圧受変電設備の増設は不要であることから電気方式を採用しております。太田小学校では、電気方式で全ての教室に空調を入れると容量の大きな高圧受変電設備に入れ替える必要が生じ、初期費用の利を生かすことができないため、燃料コストの有利なガス方式を採用しております。

これらの経緯を踏まえて、本工事においても原則として特別教室の空調新設については前回事業で設置した配管や室外機を最大限活用できる動力源を選択しております。空調の更新箇所については、既設配管を生かして電気式を採用しております。

請負契約につきましては、5月26日に実施しました指名競争入札の結果、兵庫県姫路市楠町83番地、株式会社明和工務店姫路営業所と金額9,278万600円、工期は令和5年1月31日までとしております。

以上が工事契約の主な内容でございます。よろしく御審議賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます。

**○議長（中島貞次）** 提案理由の説明が終わりました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

お諮りします。

6月7日から6月16日まで委員会審査のため本会議を休会したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長（中島貞次）** 異議なしと認めます。したがって、6月7日から6月16日まで本会議を休会とすることに決定いたしました。

次の本会議は6月17日午前10時から再開します。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

（散会 午前11時18分）